

調査票の記入要領早見表

(記入のポイント)

統計法に基づく基幹統計調査

毎月勤労統計調査特別調査票

(令和 年 7 月 分)



秘

厚生労働省

常用労働者数が5人以上又は0人の事業所(事業主のみの事業所など)は、調査の対象ではありませんので、ご回答は不要です。

略称や通称等でなく正式な事業所名を記入します。電話番号は市外局番から記入します。

様式第5号(第9条関係)

1 事業所名 **毎勤漬物本店**
(電話) ○○ ○○○○ 局○○○○番

都道府県番	調査区番号	事業所一連番号	※産業分類番号	企業規模番号
△ △	○ ○ ○ ○ ○	× × ×	大 中	

具体的に記入します。製造業なら製品の用途と完成品か部品か、サービス業ならサービス内容を、販売業なら商品名と小売か卸売かを記入します。

2 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)
漬物製造小売

3 調査期間は、いつからいつまででしたか。(6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間です。)
6月26日から7月25日まで

4 調査期間末日の常用労働者数は何人でしたか。
4 人

5 企業(同一会社に属するすべての事業所)の全常用労働者数は、何人ですか。該当する番号を○で囲んでください。
(1) 30人以上 (2) **5~29人** (3) 1~4人

本社、本店をはじめ、支社、支店、営業所、工場、出張所等で働いている常用労働者の合計について、該当する番号を○で囲みます。

「4 調査期間末日の常用労働者数」で数えた労働者の氏名を記入し、記入した欄の番号を○で囲んでください。氏名は旧姓を使用しても、又は、氏名の代わりに符号(A、B、C等)を用いてもかまいません。

1 氏名又は符号	2 性		3 通勤・住込みの別(注)		4 家族労働者であるかどうかの別		5 年齢(1年未満の端数は切り捨ててください。)	6 勤続年数	7 出勤日数(1時間でも就業した日は1日に数えてください。有給休暇は含めなくてください。)	8 1日の実労働時間(7月中の通常日の労働時間を記入してください。休憩時間は除きます。)	9 きまって支給する現金給与額(毎月同じように支給される給与(税込み)で、残業手当を含みます。)(100円未満は四捨五入してください。)				10 昨年の8月1日から今年の7月31日までに特別に支払われた現金給与額(夏季又は年末の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追加給分及び支給事由の発生が不確実な給与の総額(税込み)です。毎月きまって支給する給与は含みません。)					
	男	女	通	住	家族	家族以外					百万	拾万	万	千	百円	百万	拾万	万	千	百円
A	○1	○1	2	1	○2	○1	2	78	60	6	4	4	8	8	1	0	0	0		
B	○2	1	○2	○1	2	1	○2	61	35	14	7.5	2	9	8	0	1	3	5	0	0
C	○3	1	○2	○1	2	1	○2	38	5.4	5	20	5	1	7	8	0	2	8	0	0
D	○4	○1	2	○1	2	○1	2	19	4	0	20	8	3	1	5	0				0

調査期間中に算定される基本給、地域給、能率給、家族手当、職務手当、時間外勤務手当等あらかじめ支給が定められている給与で、時給制や歩合制等のために、支給額が毎月変動する給与も含まれます。

住込みとは、家族労働者であるかどうかを問わず、事業所の構内又は事業主の住宅内に居住し、常態として食事の提供を受けている者をいいます。

昨年8月1日から今年7月31日までに支払われた、下記の給与額を記入し、支払われていない場合は、「0」を記入します。(年収ではありません。)

家族労働者とは、事業主の配偶者、三親等内の親族及びその配偶者をいいます。

備考
面接者氏名 **毎勤太郎**
調査票作成年月日 年 月 日 統計調査員印

- ・一時的又は突発的理由に基づくもの(例：ボーナス)
- ・算定期間が3か月を超えるもの(例：半年ごとに支給される通勤手当)
- ・ベースアップが過去に遡って適用された場合に追加で支給される、既支給分との差額
- ・支給事由の発生が不確実なもの(例：結婚手当)

全ての労働者が「住込み」の「家族」である事業所は、調査の対象ではありませんので、ご回答は不要です。

調査期間中に実際に就業した日数を記入します。1時間でも就業すれば1日と計算します。

残業も含まれます。1時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り下げで記入します。

7月中の通常の日々の労働時間が一定でない場合は、調査期間中の1日当たりの平均労働時間数を記入してください。

事業所の担当者氏名(旧姓も可)を記入します。

所得税その他を差し引く前の総額について、100円未満を四捨五入し、100円単位で記入します。